



- ※1 価格高騰リスクがあること又は令和4年2月以降において地政学リスク、輸出規制、災害・異常気象等により輸入に支障が生じたことがあること  
 (小麦、そば、大豆、なたね、パーム油、牛肉、豚肉、鶏肉、粉卵、加糖調製品、たら類は証明不要)
- ※2 輸入食品原材料が原料として使用され、使用実績が過去1年以上あること
- ※3 国産への切り替えにはポイントを加算